

## 信託セミナー

令和5年度税制改正について  
～資産税の改正を中心に～

財務省主税局税制第一課企画官 宮下賢章



## — 目 次 —

はじめに

## 1. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

- (1) 議論の背景
- (2) 相続時精算課税と暦年課税の見直し
- (3) 教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

## 2. 他の分野の改正事項

- (1) NISA 制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

- (2) スタートアップへの投資に係る税制措置

- (3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- (4) 研究開発税制

- (5) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

- (6) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- (7) 新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

## はじめに

令和5年度税制改正はいくつかの大きな改正がなされました。特に、これまで相続税・贈与税の分野で議論されてきた、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築については、一定の措置が講じられましたので、本日はこの改正内容について、議論の背景も含めて少し詳しく説明させていただきたいと思います。その上で、NISAの拡充等、個人所得課税に係る改正を中心に、その他の分野の税制改正の内容についても説明したいと思います。

## 1. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

## (1) 議論の背景

相続税・贈与税の分野では、7年程前から政府税制調査会において、資産移転の時期の選択に中立的な税制をどのように構築していくかという課題が議論されて参りました。また、近年における与党の税制調査会でも議論が行われてきたところです。

この議論の背景として指摘されてきた状況について、簡単に説明したいと思います。1つには近年の経済社会の構造変化があり、もう1つには日本の相続税・贈与税に内在する

構造的な要因があります。

資料4頁では、近年の経済社会の構造変化として、我が国における金融資産の保有状況を示しています。グラフ「年代別 金融資産残高の分布の推移」は、年代別の金融資産残高を示したもので、日本国内全体の金融資産について、1999年当時においては60歳代の方が28.9%、70歳以上の方が15.6%を保有しており、合わせて約45%を保有していたことが分かるかと思えます。これに対し、2019年には60歳以上の方の保有割合が約65%に増加しております。

また、グラフ「年代別 金融資産保有総額」のとおり、1999年当時における70歳以上の方の金融資産保有状況は約266兆円であるのに対し、2019年には約700兆円となっており、70歳以上の世代が保有している金融資産の絶対額もかなり大きくなっております。高齢化の影響もありますが、マクロで見た場合、金融資産を高齢世代が多く保有する状況になっていることが窺えると思えます。

資料5頁は、被相続人の方がお亡くなりになった年齢を示したものです。平成元年(1989年)においては、80歳以上の方がお亡くなりになり相続が行われたケースは全体の4割弱であったのに対し、30年後の令和元年(2019年)には7割強という状況になっています。

これ自体は長寿化の結果ですので喜ばしいことですが、80歳以上の方がお亡くなりになった場合、その子どもの年齢は50歳代以上が想定され、親から子どもへの資産移転という観点に立って考えると、相続を受ける子どもの年齢もかなり高くなっていることが想定されます。いわゆる「老老相続」であり、相続という機会を通じて若年代への資産移転は進みにくい状況であると考えられます。今後

の我が国の人口構成などを考えた場合、高齢世代への金融資産の偏りという問題や「老老相続」の増加という状況は、今後も進んでいくと思われます。

資料6頁は、高齢者世帯における貯蓄残高を示したものです。右側のグラフ「高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高分布(2019年)」のとおり、高齢者夫婦世帯のうち、貯蓄残高3,000万円以上の世帯は20.6%、450万円未満の世帯は27.3%となっております。先ほど、高齢者世帯が資産を多く保有していると申し上げましたが、その一方で、個々の世帯で見た場合にはばらつきがある状況が分かると思えます。

資料7頁は、親の所得と子どもの進学率などの関係を分析したものです。ここでは、政府税制調査会において外部有識者の方が説明された資料を引用しております。左側のグラフ「高校卒業後の予定進路(家計年収別)」では、横軸が親の所得を、縦軸が進学率を、それぞれ示しています。このデータによれば、親の所得が高くなるほど、その子どもは四年制大学への進学率が高くなる結果となっております。

右側のグラフ「学歴別生涯賃金」によれば、大学卒・大学院卒の方が生涯賃金は高額になる傾向が見られます。つまり、この有識者の方によれば、親の所得が子どもの教育機会に差を生み出し、それが子ども世代の所得格差に繋がっているのではないかという分析が示されております。

ここまでは、近年の経済社会の構造変化について簡単に見て参りました。ここからは、日本の相続税と贈与税に内在する構造的な要因について見ていきたいと思えます。

資料8頁の図は、日本の相続税と贈与税(暦年課税)の関係を示したものです。相続税の

税率は6億円超で最高税率55%に到達するのに対し、贈与税の税率は4,500万円超で55%に達しています。

税制全体の中で、相続税・贈与税は、富の集中の抑制あるいは資産の再分配機能の確保という役割を担っている関係で、資産移転の額が大きくなればなるほど高い税率（累進税率）が適用されていますが、贈与税と相続税に係る税率の累進度合いを比較すると、贈与税の方が累進度合いは強くなっており、

実のところ、贈与税は相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも累進度合いの強い税率構造となっており、相続税を補完する役割があると言われております。ざっくりとした説明をすれば、仮に贈与税の税率が低いとすると、生前に財産を小分けに分割して毎年毎年移転することを許容してしまい、相続税の累進構造が意味のないものになってしまいます。そうしたことを防ぐ観点から相続税よりも累進度合いの強い税率構造が採られています。

こうした相続税・贈与税の税率構造の下では、例えば相続する財産が4,000万円の場合、限界税率は20%となりますが、仮に生前に財産を1,000万円単位に分割して何年かかけて贈与すると、贈与税の限界税率は30%となり、相続税よりも高い税率に直面することになります。このため、生前にまとまった財産を贈与し難い状況があるということです。

一方、極少数の方にしか当てはまらないと思いますが、相続財産が6億円を超えて相続税の最高税率が課されるような場合、財産を数千万円単位に分割して贈与すれば、相続税よりも低い税率が適用されることとなります。

実際の申告データを分析しても、こうした傾向は見られます。先ほど申し上げたように、

高齢世代が金融資産を多く保有する状況が進み、また「老老相続」の増加により、相続の機会を通じた資産移転が行われ難くなっている状況にあって、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与のタイミングにかかわらず税負担を一定にしていくため、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築していくことが課題になってきました。

資料9頁は、今回の改正前における我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較を示したものです。国際的に見ると、相続税については、亡くなった人が遺した財産に対して課税する遺産課税方式を採用している国と、相続人が取得した財産に対して課税する遺産取得課税方式という、大きく2つの方式があります。基本的に、遺産課税方式においては、観念的にはお亡くなりになった人が相続税を支払います。一方、遺産取得課税方式においては、財産を取得した人が取得した財産に応じて相続税を支払うことになっています。贈与の段階の課税についても、基本的に相続段階での課税とパラレルの関係となっています。そのため、英米など遺産課税方式を採用している国では、贈与者が納税義務者となります。一方、独仏など遺産取得課税方式を採用している国では、受贈者に納税義務が発生します。

アメリカは遺産課税方式を採用しておりますが、贈与税と遺産税の税率表が統合されるなど、一生涯にわたる財産の移転に対して、生前贈与・相続を一体的なものとして累積的に贈与税・遺産税が課税されています。具体的には、ある資産家が生前に贈与を行った際には、その都度、過去に行った生前贈与を累積する形で贈与税を計算していきます。その

際、過去に支払った贈与税は控除されます。また、その方が亡くなった段階で、過去に行われた累積贈与額と遺産額を合算して遺産税を計算する形になっております。その段階では生前に支払った贈与税は控除されます。

ドイツ、フランスは遺産取得課税方式を採用しています。ドイツでは過去10年間にわたり、フランスでは過去15年間にわたり、その期間内に受けた生前贈与と相続が一体のものとして累積的な課税が行われています。遺産取得課税方式ですので、受贈者、相続人に対して課税されますが、ある人から生前贈与を受ける都度、過去の一定期間にその人から受けた生前贈与分を累積する形で贈与税を計算します（過去に支払った贈与税は控除）。その人が亡くなると、過去の一定期間にその人から受けた生前贈与分と、相続を受ける分を合算して相続税を計算するという形になっています（過去に支払った贈与税は控除）。

これに対して、日本は法定相続分課税方式という特殊な方式を採っています。納税義務者は受贈者、相続人ですが、相続税の負担は、相続人が受けた財産の移転額だけでなく、被相続人が残した相続財産全体がいくらか、および法定相続人が何人でどういう構成であるか、といったことに依存するため、相続の段階にならないと最終的な税負担額が決定しないという特色があります。このため、アメリカあるいはドイツやフランスのような国では贈与段階で課税関係が完結する一方で、日本では生前贈与と相続に対してスムーズな形で累積的な課税ができないという状況があります。

こうした中で、日本では、法定相続分課税方式が導入された昭和33年から、相続前の3年間に行われた贈与については相続時に相続

財産に加算して計算するという仕組みが講じられています。しかし、この「相続前の3年間」というものは、遡及期間としても短く、資産移転の時期に中立的とは言えない形でした。さらに、2003年には、只今申し上げたような問題も踏まえつつ、相続時精算課税制度という仕組みが導入されました。

資料10頁では、相続時精算課税制度の概要をまとめております。この制度は、税務署に「この人から受ける贈与については相続時精算課税制度を選択します。」という選択の届出をすると、その方から受ける財産の移転については、生前贈与の段階では累積で2,500万円を超えるまでは贈与税が課されず、2,500万円を超えた部分について20%の贈与税を支払っておき、その贈与者がお亡くなりになった段階で、生前に受けていた累積贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、そのうえで既に支払っている贈与税がある場合には控除あるいは還付するという仕組みです。その名称のとおり、この制度は相続時点で精算するという仕組みになっています。相続時精算課税を選択すると、その後は特定の贈与者から受ける財産の移転については生前贈与と相続のいずれであっても税負担は変わらないこととなりますので、資産移転の時期に中立的な仕組みになっています。

しかし、様々な状況変化の中で、近年、相続時精算課税制度は必ずしも広く利用されているとは言い難い状況にありました。また、一旦税務署に選択の届出を行った後、たとえ少額の贈与であっても、贈与を受けるとその額を累積していかなくてははいけませんので、税額が発生しなくても税務署に申告する必要があるという点で使い勝手が悪いといった指摘もありました。これが、今回の改正前にお

ける相続時精算課税制度の概要です。

こうした近年の経済社会の構造変化、日本の相続税・贈与税の関係性、諸外国との比較を踏まえ、近年、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築することが課題となってきました。

資料11頁では、令和元年9月26日の政府税制調査会の答申を抜粋していますが、そこに只今申し上げたことのエッセンスが盛り込まれています。

まず、「高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、(中略)『老老相続』が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されている(中略)平成15年度税制改正においては、(中略)相続時精算課税制度が導入された(中略)が、必ずしも広く利用されている状況ではない。」とされています。そのうえで、「諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。(中略)我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、(中略)現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。」とされています。他方、「資産の早期移転による消費拡大を通じた経済活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、(中略)資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点など

を踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。」とされています。ここでの「各種の贈与税非課税措置」について、具体的には住宅取得等資金、教育資金および結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置が講じられています。以上が、この答申の内容です。

資料12頁では、令和3年12月10日にまとめられた令和4年度税制改正大綱を抜粋していますが、ここでも基本的に只今申し上げたような政府税制調査会の方向性と大体同様の方向性が示されていると思います。

資料13頁では、政府税制調査会「相続税・贈与税に関する専門家会合」における論点整理を抜粋しています。昨秋、政府税制調査会に本専門家会合が設置され、税法学者、財政学者および税理士等の実務家の方々に参加いただき、複雑で専門的な問題について集中的にご議論いただきました。本専門家会合において、3回にわたる議論の中で「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた論点整理」がまとめられました。本専門家会合では、まず中期的な課題として、課税方式の見直しについて議論が行われました。先程お話ししましたように、法定相続分課税方式という日本独自の仕組みを採用していることが、生前贈与と相続のいずれを選択するかによって税負担に差が生じてしまうという問題の根本にあります。本論点整理では、「わが国の場合は、法定相続分課税方式の下、贈与税・相続税が別個の税体系となっているため、(中略)諸外国のように、贈与時点において課税関係が完結する形で累積的な課税を行うことは難しい。」とされています。その

うえで、アメリカ型とドイツ・フランス型では課税方式は異なるものの、いずれの方式でも贈与時点において課税関係が完結する形で累積的課税が行われていることを踏まえ、「諸外国と同様の形で累積的な課税を目指すのであれば、法定相続分課税方式を見直していくことが考えられる。」とされています。ただ、各有識者の方から色々なご意見があったのですが、最終的には、「課税方式も含む相続税・贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択に対する中立性の観点だけではなく」様々な観点があり、「更には相続のあり方に関する国民の考え方とも関連している」ため、本論点整理では「引き続き、幅広い観点から議論を行っていく必要がある」とされました。

資料14頁では、本論点整理のうち、現行の法定相続分課税方式の下でどのような対応ができるのかについて取りまとめた部分を抜粋しています。まず、相続時精算課税制度について、「暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持」することとされています。一部の雑誌等では、暦年課税が廃止されるのではないかといった記事もありましたが、この選択制は引き続き維持することとなりました。また、「相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて同制度を利用できるようにすべき」といったことや、少額贈与に関しては「一定の少額以下は課税しないことが考えられるのではないか」といったことが記載されています。さらに暦年課税における相続前贈与の加算については、現行では3年という加算期間になっていますが、「諸外国の例も参考しつつ、現行の加算期間を延ばすことが適当ではないか」とされたほか、贈与税の非課税措置について、「資産の移転に対して何らの税負担も求めない制

度となっており、(中略)世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念がある」とされています。こうした専門家会合での議論や政府税制調査会本体での議論を踏まえ、最終的には昨年11月後半から12月にかけて与党の税制調査会で様々な議論が行われたのち、最終的な制度見直しの内容が取りまとめられました。

## (2) 相続時精算課税と暦年課税の見直し

資料15頁では、制度見直しの内容について説明しています。まず、暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持することとし、そのうえで、相続時精算課税で受けた贈与については暦年課税の基礎控除とは別途、年間110万円までは課税しないという基礎控除を設けることになりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物について、災害で壊れてしまうといったようなことが生じ得るところ、一定以上の被害を受けた場合には相続時にその被害を受けた額を控除するといった取扱いを講じております。

さらに、暦年課税における相続前贈与の加算について、現行の加算期間は相続開始前3年間でしたが、これを7年間に延長することになりました。ただ、これは2024年1月以降に受けた贈与について適用し、本年12月までの贈与分は従来どおりの取扱いになります。また、2024年1月以降の贈与について適用されますので、2027年1月以降、加算期間は順次延長していく形となり、最終的に加算期間が7年間となるのは2031年1月以降にお亡くなりになった場合からとなります。その上で、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しないという取扱いとなっております。

資料16頁では、只今申し上げた内容を改めて図示しております。上の図「相続時精算課税（暦年課税との選択制）」に記載のとおり、相続時精算課税については、その選択後も年間110万円まで課税されないこととなります。また、財産の評価については、贈与時点での時価で固定するのが相続時精算課税制度の大原則ですが、災害で土地・建物が一定以上の被害を受けた場合にはその被害額を控除することとなります。一方、下の図「暦年課税」に記載のとおり、暦年課税については、加算期間を7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しないこととなります。

以上が、相続時精算課税と暦年課税について、令和5年度税制改正において与党の税制調査会が最終的に決定した制度見直しの内容です。

### (3) 教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しについても、本年3月末の適用期限時にそのあり方について議論するというこれまでの方針もありましたので、与党の税制調査会で様々な議論が行われました。

最終的に、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用期間が3年間延長となっております。ただ、資料17頁に記載のとおり、2つの見直しが行われています。

1点目は、最終的に教育資金として使われなかった残額が生じた場合には贈与税が課税されますが、従前はその税率については特例

税率という少し軽減された税率が適用されていきました。この特例税率のそもそもの趣旨は、直系尊属から直系卑属への資産の移転の促進ということでありましたので、教育資金として使われなかった残高に対して適用するのは必ずしも趣旨と整合的ではないため、本則税率を適用することとなりました。

2点目は、贈与者がお亡くなりになった際、現行の制度では受贈者が23歳以上で大学等に通っていないなどの場合には、その時点での残高を相続財産に加算して相続税を課税するという取扱いになっておりますが、受贈者の年齢等に関わらず——受贈者が23歳未満などの場合であっても——、贈与者が5億円を超えるような大きな財産を遺した場合には、その時点で残高を相続財産に加算するという見直しを講じております。結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置においては、贈与者が死亡した場合には受贈者の年齢に関わらず、その時点で一律に相続財産に加算するという取扱いになっておりますが、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置においても、贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合には同様の取扱いとなります。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、資料18頁に記載のとおり、利用件数が年間150件程度とかなり少ない状況になっており、こうした状況も踏まえて適用期間が2年延長となっております。また、最終的に結婚・子育て資金として使われなかった残額に対しても、教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置と同様に、本則税率が適用されるという見直しを講じております。

以上が、相続税・贈与税の分野における改

正内容です。

## 2. 他の分野の改正事項

先ほども申し上げましたように、令和5年度税制改正は、相続税・贈与税以外の分野でも重要な改正が多く行われました。ここからは、主に所得税関連の改正内容を中心に説明したいと思います。

令和5年度税制改正において、所得税関連では、NISA制度の抜本的拡充・恒久化、スタートアップへの投資に係る税制措置、および極めて高い水準の所得に対する負担の適正化、という3つの対応が講じられました。

### (1) NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

まず、NISA制度の抜本的拡充・恒久化についてです。

NISAは2014年度に開始された制度であり、その後、つみたてNISAの創設等が行われました。また、岸田内閣の下では、昨年11月に政府として「資産所得倍増プラン」がまとめられました。そこでは、成長と資産所得の好循環を実現していくとされ、具体的には、NISAの総口座数や買付額を倍増させていくといった野心的な目標が定められております。そうした政府全体の議論の中で、NISA制度について抜本的な拡充を行うことになっており、かなり思い切った制度改正が行われております。

資料20頁では、現行のNISA制度および令和6年以降の新制度の内容を図示しています。現行の制度はつみたてNISAと一般NISAのいずれかを選択してもらいましたが、令和6年以降は併用を可能にすることと

されております。

年間の投資上限額について、つみたてNISAは40万円でしたが、令和6年以降は120万円になります。一般NISAも、成長投資枠という名前に変更されますが、年間の上限額は120万円であったところ、令和6年以降は240万円になり、かつつみたてNISAとの併用が可能となるため、かなり大きな金額まで積み立てられることになります。

非課税保有期間について、従来、つみたてNISAは20年、一般NISAは5年間という期間があったのですが、いずれも無期限化するという改正が行われました。ただ、そうすると、いくらでもNISAの非課税枠で投資できることになってしまうので、そこは一定の限度額を設けようということで、生涯を通じた非課税保有限度額の枠を設定することとされ、1,800万円とし、成長投資枠については内数として1,200万円までという総枠が設けられることになっております。

口座開設可能期間について、これまでつみたてNISAは2037年まで、一般NISAは2023年までの期限が定められていたのですが、老後に向けて投資を続けられるようにしようということで、恒久化されております。

こうした新制度は令和6年から適用されることとなります。なお、既存の投資分の取扱いについて、本年末までに現行の一般NISAあるいはつみたてNISAにおいて投資した商品は、令和6年から適用される新制度の外枠で引き続き保有できることとされております。

### (2) スタートアップへの投資に係る税制措置

次に、スタートアップへの投資に係る税制措置についてです。

資料21頁、スタートアップの投資に係る税制措置の全体像を図示しています。

昨年11月、岸田内閣は「スタートアップ育成5か年計画」をまとめました。本計画では、現在、8,000億円規模となっているスタートアップへの投資額について、5年後には10兆円規模とすること等を目標に掲げ、幅広いスタートアップ育成支援策を講ずることとしたところです。

こうしたことを踏まえ、我が国にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出する観点から、今般の税制改正ではスタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。

具体的には、従来の税制措置は、投資段階での優遇措置として、スタートアップへの投資額をその年の株式譲渡益から控除したり、あるいは寄附金税制の枠組みを利用してその年の総所得金額から控除することができ、非課税措置ではなく、課税の繰延が認められていました。令和5年度税制改正では、自らリスクを取って出資する創業者を金銭面から力強く後押しするとともに、特に資金の集まりにくい創業初期のプレシード／シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援するため、自己資金による創業やプレシード／シード期のスタートアップへ再投資した場合に限り、20億円を上限とした非課税措置を設けたところです。

また、スタートアップへの投資の促進という観点からは、法人税の分野でも税制改正が講じられ、オープンイノベーション促進税制が大きく拡充されています。資料22頁に記載のとおり、オープンイノベーション促進税制は、法人が一定の要件のもとにスタートアッ

プに出資した場合に株式取得額の25%まで法人所得から控除できる仕組みで、令和2年度税制改正で導入されました。これまでスタートアップに対する新規出資のみが所得控除の対象になっていたのですが、令和5年度税制改正において、M&Aによりスタートアップの株式を取得した場合についても控除の対象にするといった措置が講じられております。

### (3) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

続いて、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化についてです。

近年、所得税の世界では、いわゆる「1億円の壁」という問題が指摘されてきました。具体的には、資料23頁の「イメージ」で図示しているとおり、合計所得毎に所得税の負担率を並べてみますと、1億円程度までは所得税の負担率が上昇するのに対し、1億円を超えると負担率が落ちてしまう事象が見られるといったことが指摘されてきました。株式や土地等といった資産性所得については、国税は15%の分離課税の対象となっておりますので、資産性所得が多い場合には、どうしても負担率が15%に近づいてくるわけです。この問題については、政府税制調査会や与党の税制調査会でも様々な議論が行われてきましたが、最終的に、極めて高い水準の所得に対しては最低限の負担を求める措置として税額を別途計算するという取扱いになりました。具体的には資料23頁に記載のとおり、まず合計所得金額から特別控除額3.3億円を差し引き、それに22.5%を掛け合わせることで、税額を計算します。そのうえで、計算後の税額が通常の所得税額を上回るような場合には、差額分を申告納税していただくことに

なります。

資料24頁では、所得税と社会保険料を合わせた申告納税の負担率を示しています。合計所得が1億円を超える方は日本全国に約1.9万人いらっしゃいますが、今回の措置における対象者については、あくまでも目安として申し上げますと、国税庁が公表する統計データに基づき、平均的な所得構成を前提にすれば、おおむね30億円を超える高い所得金額を有する者で、200～300名程度が対象となると見込まれるところです。

ちなみに、先ほど最低限納付すべき金額の算出において、合計所得金額から特別控除額を差し引いた金額に22.5%を掛け合わせると申し上げましたが、この「22.5%」について補足します。所得税法では、長期保有5年を超える資産の譲渡に関する譲渡所得については、その金額の2分の1が総合課税の対象となる旨規定されております。この「2分の1課税」を前提に、国税である所得税の最高税率45%の適用を考え、その半分に相当する22.5%に近い負担を求めることとなっております。

#### (4) 研究開発税制

その他、所得税以外の分野でも様々な税制改正が行われておりますので、簡単に説明していきたいと思っております。

まず、法人税の分野では、研究開発税制の見直しが行われております。具体的には、資料25頁に記載のとおり、3つの見直しが行われております。

1点目として、法人の研究開発投資を増加させるためのインセンティブを強化すべく、この税額控除率・税額控除上限のメリハリを強化していくこととなりました。

2点目として、研究開発税制にはオープンイノベーション型と一般型とがあり、オープンイノベーション型はかなり優遇度が高いのですが、このオープンイノベーション型の対象となる研究開発型スタートアップ企業の範囲を拡大することとなりました。

3点目として、研究開発投資の質の向上のために試験研究費の範囲を増やす部分と減らす部分のメリハリをつけていくといった見直しが行われました。

#### (5) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

車体課税関連では、自動車重量税のエコカー減税の見直しが行われております。なお、車体課税には自動車税・軽自動車税と自動車重量税がございますが、自動車税・軽自動車税は地方税ですので、ここでは国税である自動車重量税について説明します。資料30頁に記載のとおり、以下の見直しが講じられております。

1点目として、半導体不足等により、契約してから納車のタイミングまでかなり時間を要する車種があることも踏まえ、2023年末までエコカー減税の基準を維持することとなりました。2点目として、そのうえで、エコカー減税による減免の対象となるために必要な燃費基準を3年間で段階的に引き上げていくこととなりました。

#### (6) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

インボイス制度についても措置が講じられております。

複数税率の下では、仕入税額を正確に計算するための仕組みが必要です。平成28年度税制改正の際、軽減税率の導入が決定されまし

たが、その際にインボイス制度についても導入が決定されました。ただ、丁寧な対応も必要ということで、本年10月から導入されることになっておりますが、特に消費税の免税事業者の方はインボイスを発行できないということで、取引から排除されてしまうのではないかという懸念が指摘されておりました。

こうした懸念に対応すべく、資料32～33頁に記載のとおり、課税事業者が免税事業者から仕入れる場合、インボイス制度導入後3年間においては80%、さらにその後3年間においても50%の仕入税額控除を可能とする経過措置が設定されました。これは、既に決まっていた対応ですが、令和5年度税制改正においては、これに加えて新たに、免税事業者が課税事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合における経過措置・激変緩和措置を導入いたしました。

具体的には、資料34頁に記載のとおり、インボイス制度導入後3年間については、これまで免税事業者だった方が課税事業者（インボイス発行事業者）に転換された場合に納付してもらう税額を売上税額の2割に軽減できることとなりました。具体例を申し上げますと、税込み770万円の売上げが生じた場合について、これまで免税事業者であった方がインボイス発行事業者になると納税額が14万円でよいとする激変緩和措置が講じられております。

また、資料35頁に記載のとおり、少額のインボイスであっても、保存が必要となることに対し、事務負担が重いとの指摘もありまし

たので、それに対応すべく、インボイス制度導入後6年間、一定規模以下の事業者については、1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を認める措置が採られました。

#### (7) 新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

最後に、防衛財源について、少し説明させていただきます。

新聞などでも報道されておりますとおり、昨年末に与党の税制調査会で防衛財源について議論されました。昨年12月に取りまとめられた与党の令和5年度税制改正大綱では、資料37頁に抜粋しているとおり、法人税に対する付加税率の幅、あるいは施行の時期までは決まっておらず、少し幅を持たせた結論となりました。したがって、本年3月に成立した税制改正法案には含まれておらず、今後、具体的にその内容が固まったタイミングで、新たに税制改正法案を国会に提出する形になります。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

本稿は、令和5年5月16日に開催された信託セミナーにおける財務省主税局税制第一課企画官 宮下賢章氏の講演内容をとりまとめたものです。

(みやした・よしあき)

[資料]

# 令和5年度税制改正について ～資産税の改正を中心に～

令和5年5月  
財務省主税局税制第一課  
宮下 賢章

1

## 目次

- . 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築
  - ・ 議論の背景
  - ・ 相続時精算課税と暦年課税の見直し
  - ・ 教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
  
- . 他の分野の改正事項
  
- . 参考資料

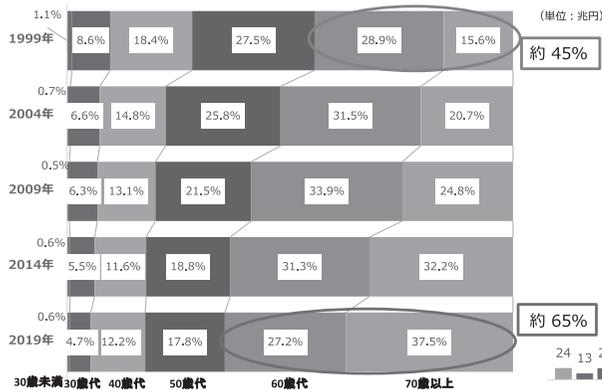
2

○. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

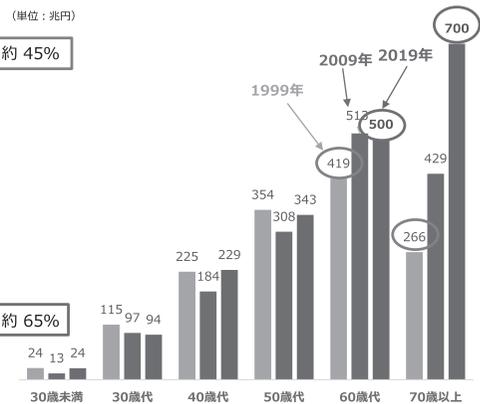
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は約1.5倍に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が65%（約1,200兆円）の資産を保有

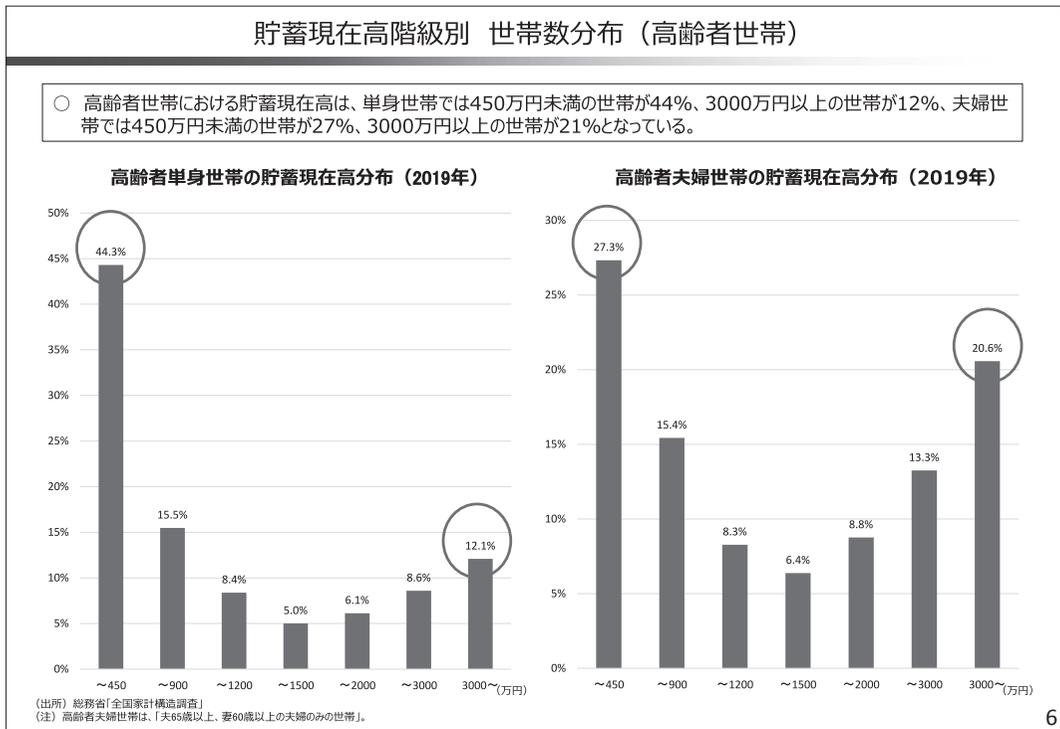
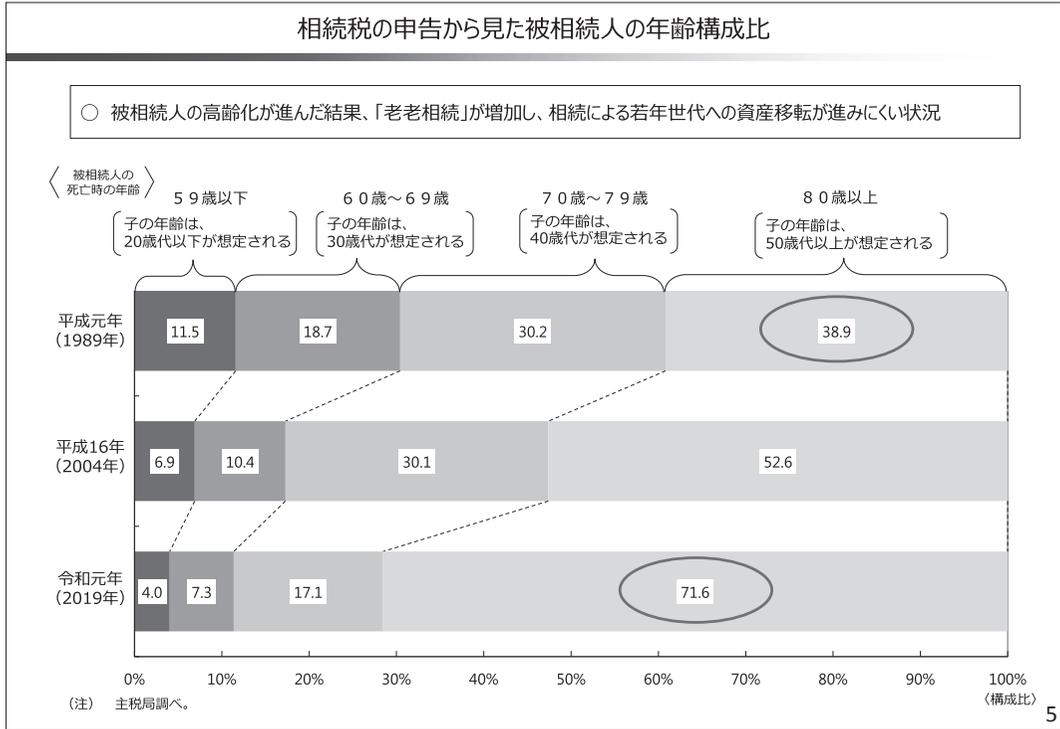
年代別 金融資産残高の分布の推移



年代別 金融資産保有総額



(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。  
 (出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

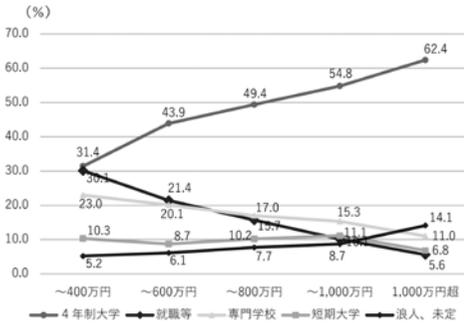


### 親の所得と子の大学進学率

政府税制調査会（令和4年9月9日）における外部有識者（耳塚寛明氏）説明資料

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなる考えられる。

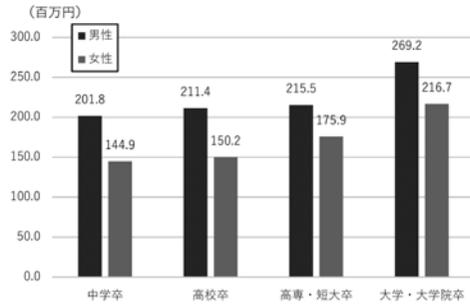
#### 高校卒業後の予定進路（家計年収別）



(注1) 「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。  
 (注2) 無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。  
 (出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路進路調査第1次報告書」（2007年9月）より。

<第4回税制調査会（2020年11月13日）資料>

#### 学歴別生涯賃金

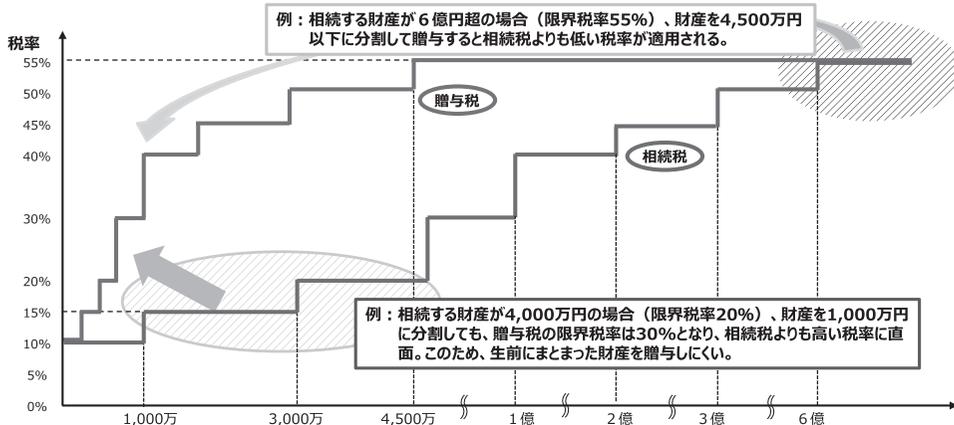


(注) 学校を卒業しただけに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合（同一企業継続就業とは限らない）。退職金を含まない。  
 (出典) 「ユースフル労働統計2019－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）より。

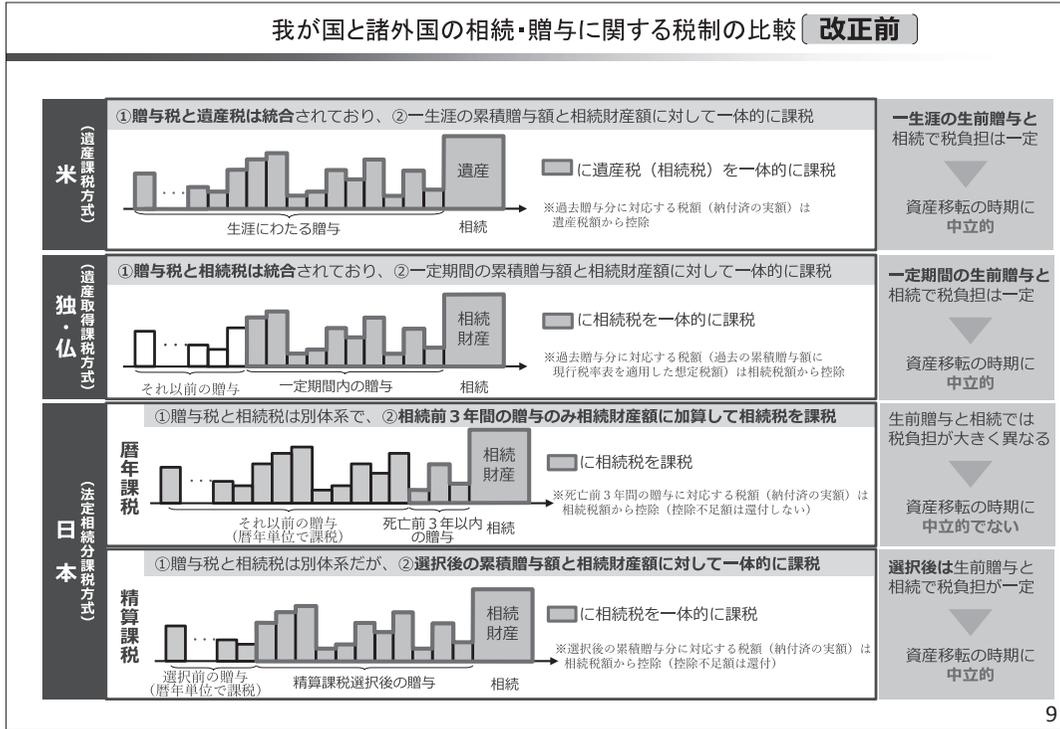
<第4回税制調査会（2020年11月13日）資料を基に更新>

### 我が国の相続税と贈与税（暦年課税）の関係

- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。
- 実際、**相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高い**ため、**若年層への資産移転が進みにくい**。
- 他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低いため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。  
 ⇒ 生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていいため、「**資産移転の時期の選択により中立的な税制**」を構築していく必要。



(備考) 横軸において、贈与税は「課税価格（取得財産－基礎控除額）」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）」を指す。



経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

〔令和元年9月26日  
政府税制調査会〕

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

(2) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、**高齢世代における資産蓄積が顕著**となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「**老老相続**」が増加しており、**相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況**となっている。

また、**贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定**されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。**平成15年度税制改正**においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である**相続時精算課税制度が導入**された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、**必ずしも広く利用されている状況ではない**。

諸外国では、**相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税**を行うことで、**資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保**している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、**こうした諸外国の例を参考に**しつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、**現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある**。

他方、**資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある**。

令和4年度税制改正大綱（抄）

〔令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党〕

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

高齢化等に伴い、**高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフト**しており、**結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況**にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることになれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、**資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である**。

わが国では、**相続税と贈与税が別個の税体系として存在**しており、**贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定**されている。このため、**将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている**。

今後、**諸外国の制度も参考に**しつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、**現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す**など、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、**資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める**。

あわせて、**経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある**。

## 政府税制調査会「相続税・贈与税に関する専門家会合」における論点整理〔R4.11.8公表〕(抜粋)

**2. 中期的な課題**

わが国の場合は、法定相続分課税方式の下、贈与税・相続税が別個の税体系となっているため、相続時精算課税制度は導入されているものの、諸外国のように、贈与時点において課税関係が完結する形で累積的な課税を行うことは難しい。中期的に、諸外国と同様の形で累積的な課税を目指すのであれば、法定相続分課税方式を見直していくことが考えられる。

- 現行の課税方式では、自らの納税額の計算において、他の相続人の影響を受けてしまう。実際に移転を受けた財産額に応じた課税や、相続税の目的の一つである富の集中の抑制や資産格差の是正といった観点からは、遺産の取得状況の的確な把握など税務手続上の問題が解消されるのであれば、遺産取得課税方式に移行することが適当ではないか。その上で、フランスやドイツのような形で贈与・相続を一体的・累積的に課税することが望ましいのではないか。
- 遺産未分割の状況が見られることや現行の連帯納付義務を前提とすると、単純に遺産取得課税方式の方が適当であるとは言えないのではないか。また、相続税が被相続人ごとに課税されていることや、老後扶養の社会化が進む中で死亡時に富を社会に還元する必要性を踏まえれば、遺産課税方式の考え方も重要ではないか。
- 現行の法定相続分課税方式は、昭和33年度改正で導入されて以降、実際にわが国の社会の中で幅広い関係者に受け入れられ、長きにわたり定着してきた制度であることに留意する必要があるのではないか。
- 資産移転の時期の選択に対する中立性という趣旨と若年世代への早期の資産移転という趣旨を、総合的に取り込んでいく必要があるのではないか。
- 公平性の確保とともに、簡素な制度を目指していく必要があるのではないか。

課税方式も含む相続税・贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択に対する中立性の観点だけでなく、両税の税制上の位置付けや税制全体の再分配機能の確保、家計内の資金移動の性格付け、相続・贈与や扶養に関する民法の規定、更には相続のあり方に関する国民の考え方も関連している。引き続き、幅広い観点から議論を行っていく必要がある。

13

## 政府税制調査会「相続税・贈与税に関する専門家会合」における論点整理〔R4.11.8公表〕(抜粋)

**3. 現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応****(1) 相続時精算課税制度**

- 暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持した上で、課税の公平性を確保しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制である相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて同制度を利用できるようにすべきではないか。
- 現在、相続時精算課税を選択した後に特定贈与者から贈与を受けた場合、たとえ少額であったとしても申告義務が生じる(ただし、累積贈与額が2,500万円まで納税は不要)。こうした少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、相続時精算課税制度の下での贈与についても、同制度の趣旨と整合性を保ちつつ、一定の少額以下は課税しないことが考えられるのではないか。

**(2) 暦年課税における相続前贈与の加算**

- 資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく観点からは、諸外国の例も参考にしつつ、現行の加算期間を延ばすことが適当ではないか。
- 現行の加算期間は昭和33年度改正で設定されたものであり、近年において税務行政等のデジタル化が進んでいることや、寿命が大きく延びたことにより生前贈与できる期間が長くなっていること、認知症が増加していること等の状況変化についても考慮する必要があるのではないか。また、民法の基本的な考え方(特別受益等)についても参考することが適当ではないか。
- 加算期間を延ばすことを検討する際には、法定相続分課税方式の下での予見可能性や租税法における除斥期間の趣旨、納税者の事務負担等の実務面についても考慮する必要があるのではないか。
- また、少額贈与の記録管理に係る追加的な事務負担を軽減する観点からは、一定額以下の少額贈与に係る取扱いについて検討することも考えられるのではないか。

**(3) 贈与税の非課税措置**

- これらの措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、富裕層の子弟の教育等の資金支援を促し、世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念がある。
- 特に、教育資金や結婚・子育て資金に係る非課税措置については、制度創設当初と比べ、適用件数も大きく減少している。また、これらの措置で認められている用途については、近年、公費でカバーされる部分が増加している。相続時精算課税制度の使い勝手の向上と併せて、廃止する方向で検討することが適当ではないか。

14

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築(令和5年度改正)

(相続時精算課税制度)

- 暦年課税と相続時精算課税の**選択制は引き続き維持**する。
- 相続時精算課税で受けた贈与については、**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しない**。
- ※ 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ按分する。
- 相続時精算課税で受贈した**土地・建物**が、**災害により一定以上の被害を受けた場合**は、**相続時に再計算**する取扱いを設ける。

(暦年課税における相続前贈与の加算)

- 相続開始前贈与の加算期間（現行は相続開始前3年）を**7年**に延長する。
- ※ 2024（令和6）年1月以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。  
〔2027（令和9）年1月以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは2031（令和13）年1月以降。〕
- **延長した4年**間に受けた贈与については、**総額100万円まで相続財産に加算しない**。

贈与税と相続税の関係 **R5改正**

**相続時精算課税（暦年課税との選択制）**

精算課税を選択

選択前の贈与（暦年単位で課税）

精算課税選択後の贈与

相続

相続財産

に相続税を一体的に課税

- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ **財産の評価は贈与時点での時価で固定**。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。
- ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算

・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

**暦年課税**

それ以前の贈与（暦年単位で課税）

延長4年間の贈与

死亡前3年以内の贈与

相続

相続財産

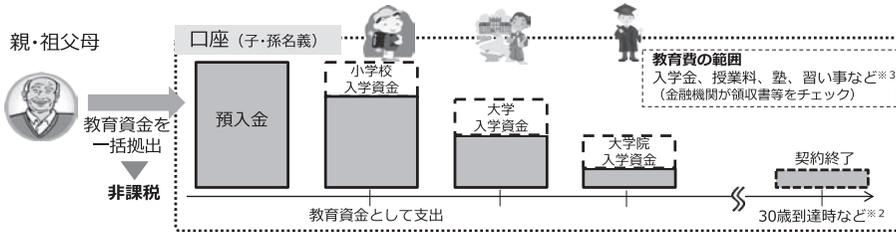
に相続税を課税

- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

・加算期間を7年間に延長  
・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 **R5改正**

- **概要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円まで非課税とする。
- **適用期間**：平成25年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正後①】令和8年3月31日まで3年延長**
- **受贈者**：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算<sup>※1</sup>
- **契約終了時**：残高に対して、**特例税率を適用**して贈与税を課税 ⇒ **【改正後②】本則税率を適用**

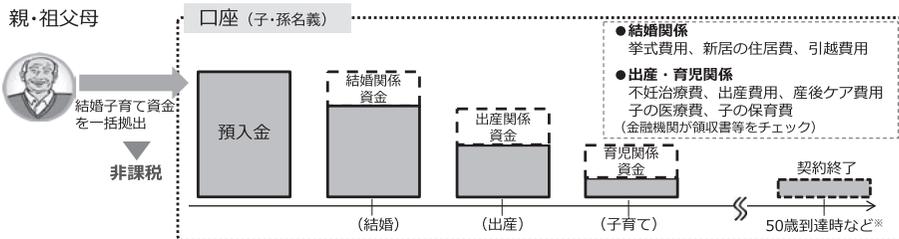


- ※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。  
⇒ **【改正後③】** 贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、受贈者の年齢等に関わらず加算
- ※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日があつた年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
- ※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。  
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円  
令和3年度における信託の利用実績 新規契約件数：8,962件、信託財産設定額：約831億円

○ **令和5年度与党税制改正大綱（抜粋）**  
次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 **R5改正**

- **概要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。
- **適用期間**：平成27年4月1日～**令和5年3月31日** ⇒ **【改正後①】令和7年3月31日まで2年延長**
- **受贈者**：子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**：残高に対して、**特例税率を適用**して贈与税を課税 ⇒ **【改正後②】本則税率を適用**



- ※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日  
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円  
令和3年度における信託の利用実績 新規契約件数：153件、信託財産設定額：約7億円

○ **令和5年度与党税制改正大綱（抜粋）**  
令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。

○. 他の分野の改正事項

NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化 令和5年度改正

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2027年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)</small>		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 <sup>(注1)</sup>	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 <sup>(注2)</sup> （総枠）	1,800万円 ※簿価騰高方式で管理（枠の再利用が可能）		1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)</small>		上場株式・公募株式投資信託等 <sup>(注3)</sup> 【※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外】
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。  
 (注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。  
 (注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

### スタートアップへの投資に係る税制措置（全体像）

令和5年度改正

#### (1) 投資段階での優遇

##### 優遇措置①（課税を行わない措置）

令和5年度改正（新設）

① 自己資金による創業  
② プレシード・シード期のスタートアップ(注)へのエンジェル投資（対象企業：設立5年未満等）

● 保有する株式を売却し、①・②のスタートアップへの再投資を行った場合、再投資分にあたる譲渡益課税を行わない（上限20億円の超過分は課税繰延）。（令和5年4月1日以降の再投資について適用）

(注) プレシード・シード期のスタートアップとは、エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す。

選択適用

##### 優遇措置②（課税の繰延）

（対象企業：設立10年未満等）

● スタートアップへの投資額をその年の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし。  
※新たに取得したスタートアップ株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする。

⇔

##### 優遇措置③（課税の繰延）

（対象企業：設立5年未満等）

● （スタートアップへの投資額－2,000円）をその年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方。  
※新たに取得したスタートアップ株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする。

※1 上記優遇措置の対象となる企業は、事業実態の確認等の観点からそれぞれ一定の要件を満たす必要がある。

※2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。

#### (2) 譲渡段階での優遇

● 上記スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益からその損失額を控除可能。

● さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

➤ 併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件緩和を実施

令和5年度改正

① 自己資金による創業：同族要件を満たせない場合であっても、事業実態（販管費対出資金比率30%超要件等）が認められれば適用可能

② プレシード・シード期のスタートアップへのエンジェル投資：外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引下げ（優遇措置②③についても同様）

21

### オープンイノベーション促進税制の拡充（令和5年度改正）

○ スタートアップ企業の出口として、既存企業によるM&Aを後押しする観点から、既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、多数のスタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図る。

事業会社

M&A（既存株式取得）

➔

株式取得価額の25%を所得控除

※取得価額5億円以上  
経議決権の50%超を取得した場合が対象

スタートアップ

成長投資  
（研究開発、設備投資）

事業成長  
（売上高）

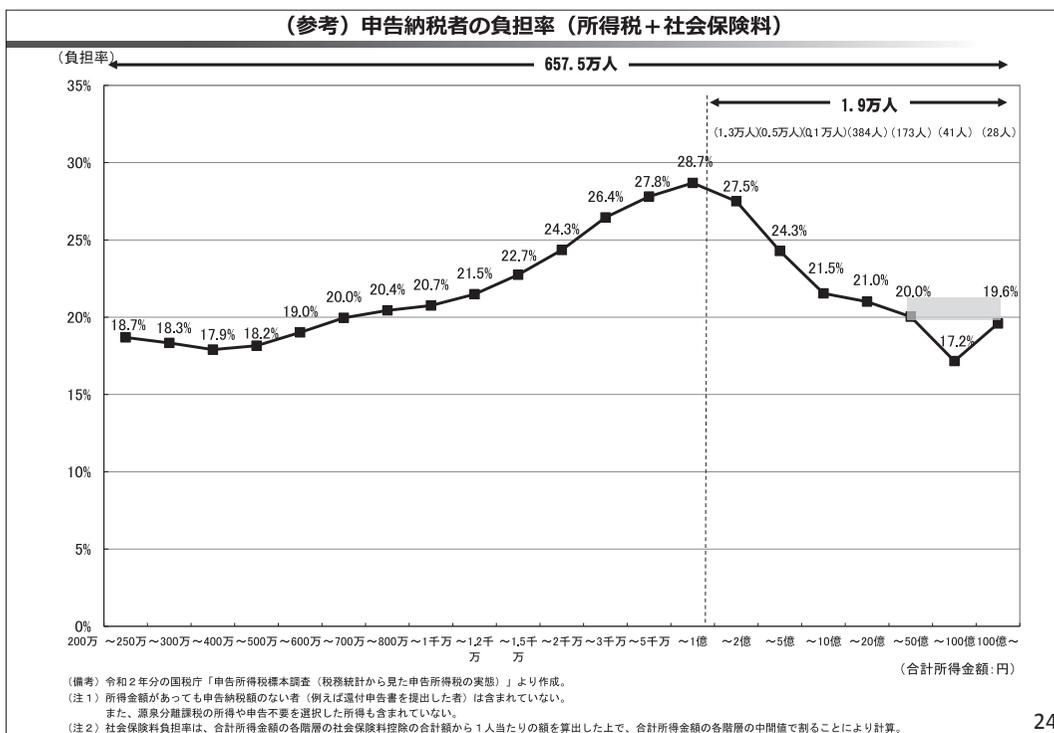
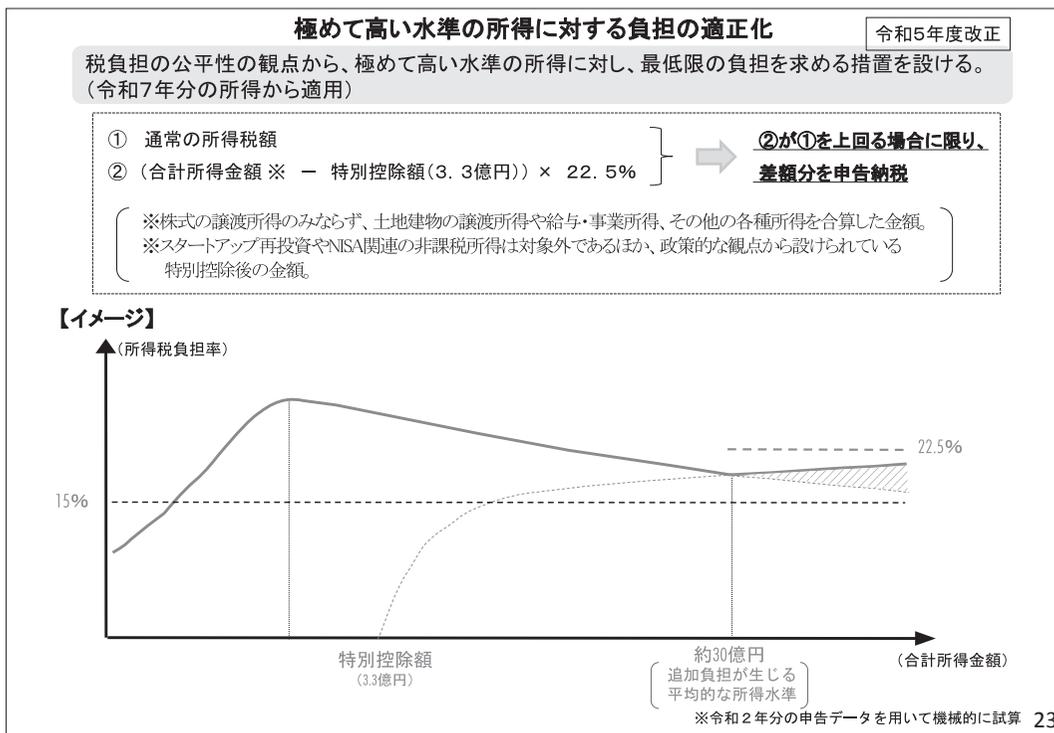
5年以内に「成長要件」を満たした場合  
減税メリットがその後も継続

要件を満たさなかった場合や、譲渡・減損時は減税メリット消滅

＜5年以内の成長要件のイメージ＞

（注）2007～2017年にマザーズ・グロス市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定

22



### 研究開発税制(全体像) 令和5年度改正

今まで以上のメリハリ付けを行い、研究開発投資の量の増加と質の向上を目指していく。

#### 一般型

税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ (増加率9.4%超の場合) ※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加 させた場合：5%上乗せ※

※ 令和4年度末までの時限措置  
一般型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超の部分

①インセンティブ強化に向けた  
控除率・控除上限のメリハリ強化

②更なるオープンイノベーション促進に向けた  
研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大

③研究開発投資の質の向上のための  
試験研究費の範囲の見直し

#### オープンイノベーション型

○ 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に  
要する費用等(特別試験研究費)がある場合、その特別試験研究  
費の額の一定割合を税額控除

特別試験研究費の種類		税額控除率
共同試験研究 ・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	国公立大学・国立研究開発 法人の外部化法人	25%
	中小企業者	20%
	他の者(民間企業等)	
	技術研究組合	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

25

### ①税額控除率・税額控除上限のメリハリ強化

○ 研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減率に応じた税額控除率のカーブを見直す。

○ 試験研究費の額が大きい企業を中心に、税額控除上限(法人税額の25%)に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減率に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入する。

<控除率カーブ>

<控除上限の変動>

26

### ②研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大

○ 幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大する。具体的には、スタートアップの設立年数や売上高研究開発費比率等に着目しつつ、出資者となるファンドについては認定を不要とし、対象を大幅に拡大する。

#### 【共同研究・委託研究の対象となる研究開発型ベンチャー企業の定義】

<改正前>

- ①産業競争力強化法により**経済産業大臣が認定したベンチャーファンド**から**出資**を受けたベンチャー企業
- ②研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
  - A) **認定国立大学ファンド**または**研究開発法人が出資**
  - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

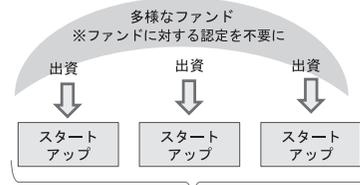


<改正後>

- ①未上場の株式会社（他の会社の子会社ではない）
- ②設立15年未満（10年以上の場合は営業赤字であること）
- ③売上高研究開発費比率10%以上
- ④ベンチャーファンド(注)又は研究開発法人の出資先

※上記を全て満たすスタートアップ企業に対して、経済産業省より証明書を発行する。

(注) ベンチャーファンド：スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合



より幅広いスタートアップ企業が対象

### ③試験研究費の範囲の見直し

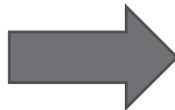
- ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、改正前の制度では、新たなサービス開発を目的とし、ビッグデータを**新たに**収集することが要件。既存のビッグデータを利用する場合は対象外。
- 新たなサービス開発を促すため、**既存の**ビッグデータを活用する場合も税制の対象とする。

改正前

「サービス開発」として税制の対象となるためには、新たな役務の開発を目的として、以下の全てを行う必要。

- ①データ収集  
**自動的に大量のデータを収集**
- ②データ分析  
専門家がデータを分析
- ③サービス設計  
新たなサービスを設計
- ④サービス適用  
当該サービスの再現性を確かめる

既存のビッグデータを活用したサービス開発も対象とする



事例のイメージ

防災・減災の支援ツール

サービスの内容

保険事業によって蓄積された過去の災害時のデータをもとに、降雨データ、SNSへの投稿内容などを分析し、エリア毎の洪水リスクや予想被害を可視化。自治体の防災・減災対策に活用。

### ③試験研究費の範囲の見直し

○ イノベーションを促進するためには、研究開発の量に加えて、質も高めていくことが重要。

<改正前>

- 改正前の研究開発税制では、デザインの考案と、それに基づく設計・試作については、
  - ・性能向上を目的としない「デザインの考案」は、対象外
  - ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」（例えば安全性の確認等）は、性能向上を目的としていなくても、**対象**

<改正後>

- 税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、
  - ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは、**対象外**とする。

※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。



29

### 自動車重量税のエコカー減税の見直し(乗用車)

令和5年度改正

- エコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、**異例の措置として2023年未まで制度を変更せず据え置く。**
- 据置期間後は、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%」とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直す観点から、制度の対象となる**2030基準達成度の下限を3年間で段階的に80%まで引き上げる。**
- 3年目に制度の対象外となる2030基準75%~80%達成車について、激変緩和の観点から、**1年間に限り本則税率の適用対象とする経過措置を設ける。**
- **電気自動車等は、その普及を促す観点から、構造要件を維持した上で引き続き2回免税の対象とする。**

車種	減免区分	期限延長前 (R3.5.1~R5.4.30)	据置期間 (R5.5.1~R5.12.31)	基準切上げ(2年目) (R6.1.1~R7.4.30)	基準切上げ(3年目) (R7.5.1~R8.4.30)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし		➡	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030基準 120%達成~		➡	2030基準 125%達成~
	免税	" 90%達成~		➡	" 100%達成~
	▲50%軽減	" 75%達成~	➡	2030基準 80%達成~	" 90%達成~
	▲25%軽減	" 60%達成~	➡	" 70%達成~	" 80%達成~
	本則税率				" 75%達成~

(注1) EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。2030基準とは2030年度燃費基準を指す。ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。  
 (注2) バス・トラックについても、乗用車に準じた見直しを行う。  
 (注3) エコカー減税の基準の切上げに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。  
 (注4) クリーンディーゼル車に対する取扱い(2020年度燃費基準達成：免税)も、2023年(令和5年)未まで変更せず延長。

30

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

○ **複数税率の下で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために必要不可欠な仕組み。**

【従来の請求書(単一税率)】

〇〇様御中	請求書	株式会社 株式会社
●年■月分	請求金額	43,200円
■月1日	割りばし	540円
■月3日	牛 肉	5,400円
	合 計	43,200円

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能

- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

【適格請求書(インボイス)イメージ】 R5年10月～

〇〇様御中	請求書	株式会社 (T1234...)
●年■月分	請求金額	43,600円
■月1日	割りばし	550円
■月3日	牛 肉	5,400円
	合 計	43,600円
	10%対象	22,000円 内税 2,000円
	8%対象	21,600円 内税 1,600円
	※は軽減税率対象	

【追加の記載事項】

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要

- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にとこれらの義務を課すことは不可(→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**)。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

31

インボイスと免税事業者の取引

【事業者間 (BtoB) 取引】

免税事業者⇒簡易課税の事業者

**インボイス不要**

簡易課税の事業者(課税売上高5000万円以下)は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

課税事業者の**4割弱**は簡易課税事業者

免税事業者⇒本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、  
 ・当初の3年間は**8割**、  
 ・その後の3年間は**5割**  
 は**仕入税額控除が可能**。

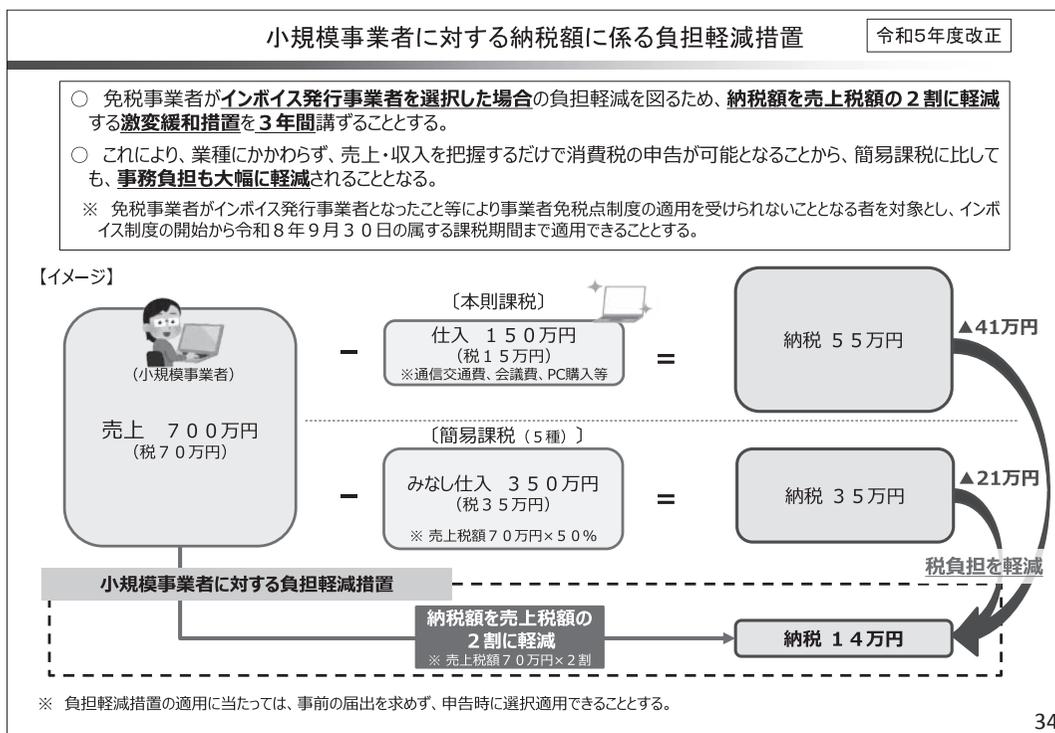
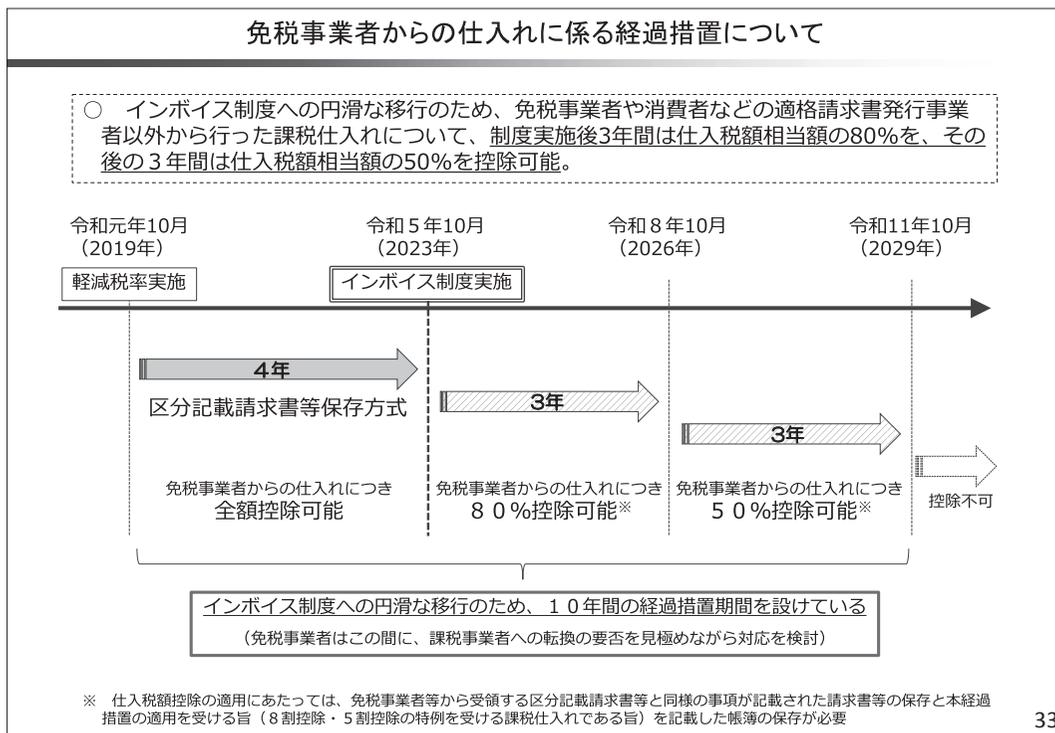
【対消費者 (BtoC) 取引】

**インボイス不要**

消費者との取引はインボイスの交付が不要  
 → インボイス制度移行の**影響を受けない**取引

売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち**約6割**が消費者との取引

(参考) 非課税取引が多い事業者(金融、保険、医療、介護、不動産等)との取引では、現行制度でも控除対象外。



一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 令和5年度改正

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正後】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が**1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする**。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



【対象となる事業者の範囲】

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

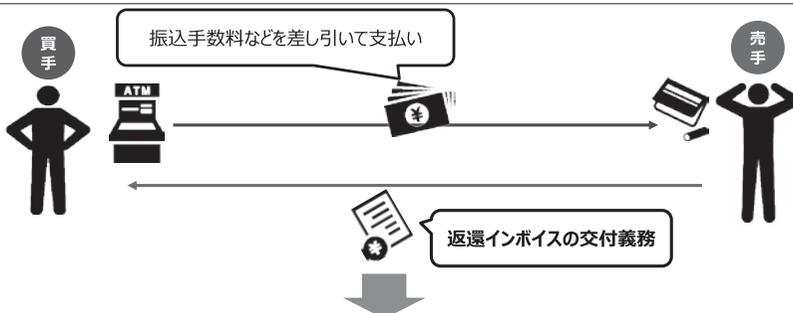
（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

少額な返還インボイスの交付義務の見直し 令和5年度改正

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。  
 ※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【改正後】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



改正後：値引き等が**少額（1万円未満）**である場合、**返還インボイスの交付を不要**とする

### 令和5年度税制改正大綱(抄)

#### 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方

令和4年12月16日  
自由民主党  
公明党

#### 6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

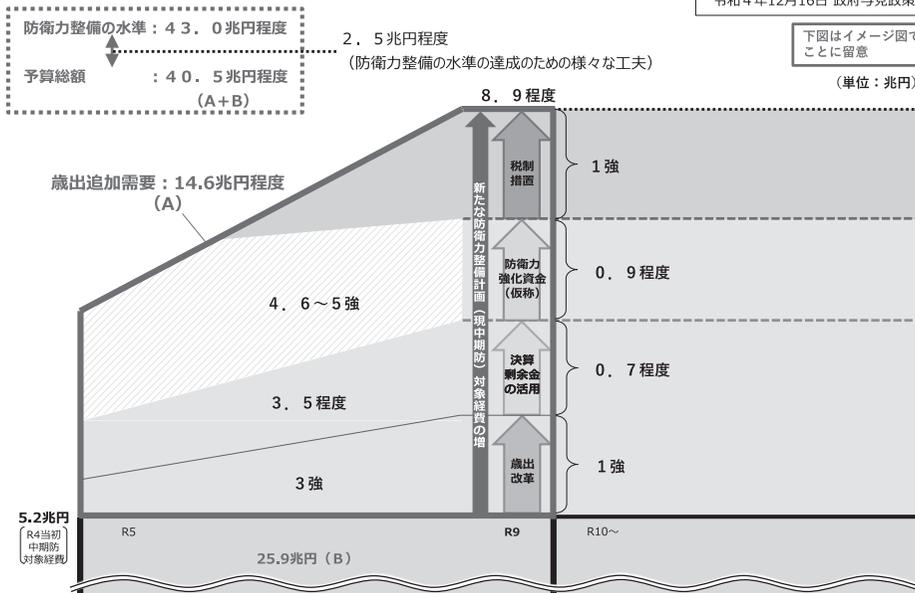
3円/1本相当の上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

### 新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

令和4年12月16日 政府与党政策懇談会資料

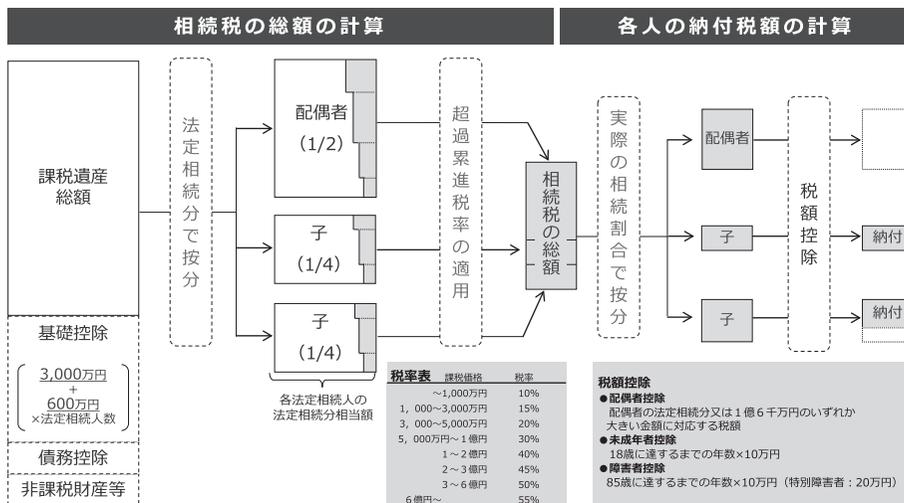
下図はイメージ図である  
ことに留意

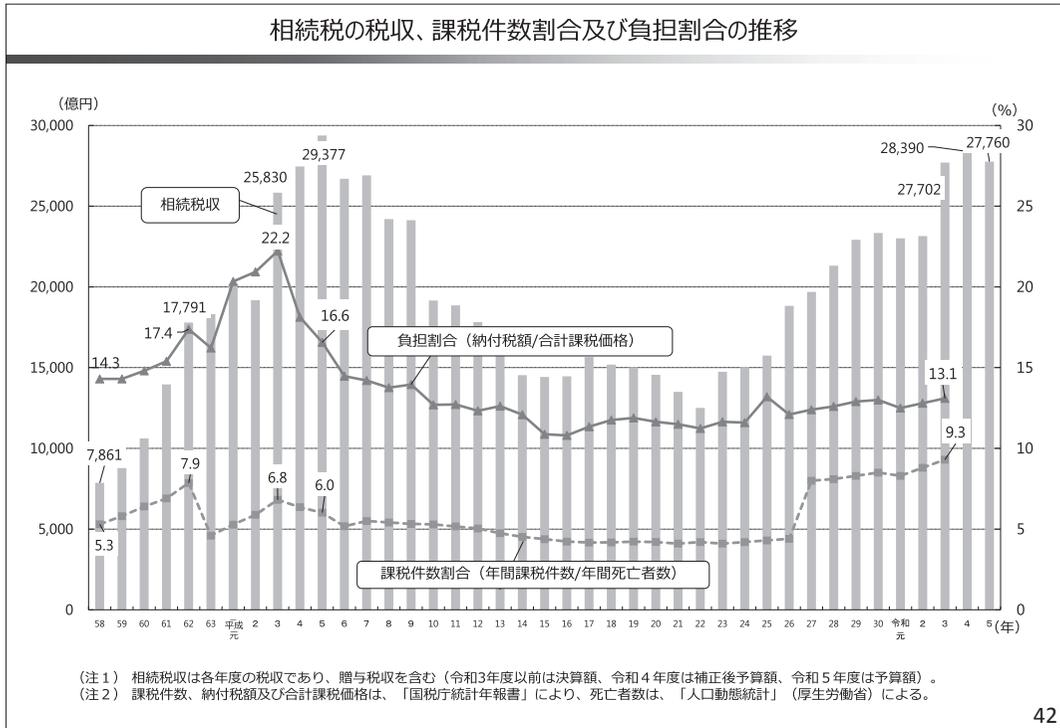
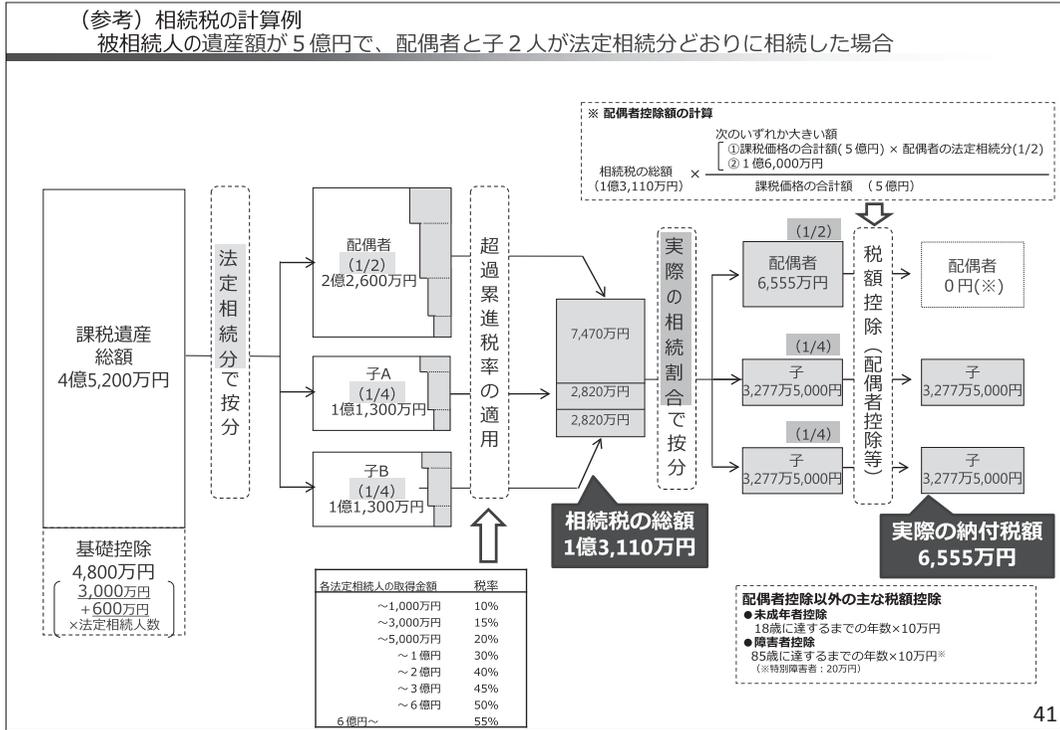


○. 参考資料

相続税の計算の仕組み

○ 我が国では、課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式（法定相続分課税方式）が採られている。





相続税の見直し | 平成25年度改正 (H27.1.1以後の相続・遺贈)

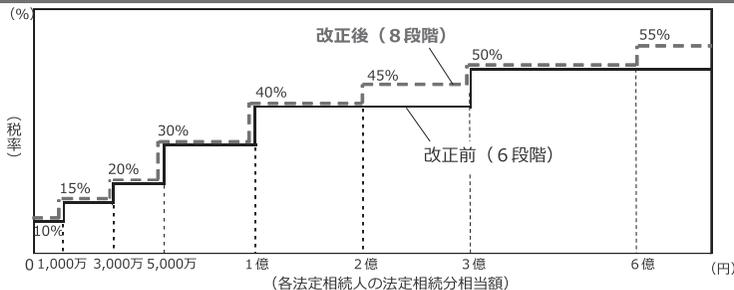
① 基礎控除の引下げ

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数



3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

② 税率構造の見直し



③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

未成年者控除	20歳 <sup>(注)</sup> までに達する年数 × 6万円	10万円
障害者控除	85歳までに達する年数 × 6万円 (特別障害者: 12万円)	10万円 (特別障害者: 20万円)

(注) 現行は「18歳」

贈与税の概要 **改正前**

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%~55%の累進税率 (8段階)  
※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和

■ 課税状況

- 課税件数 40.1万件
- 贈与財産額 1.7兆円
- 納付税額 2,861億円

(注) 課税状況の計数は、令和3年分「国税庁統計年報書」による。

相続時精算課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用  
贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算

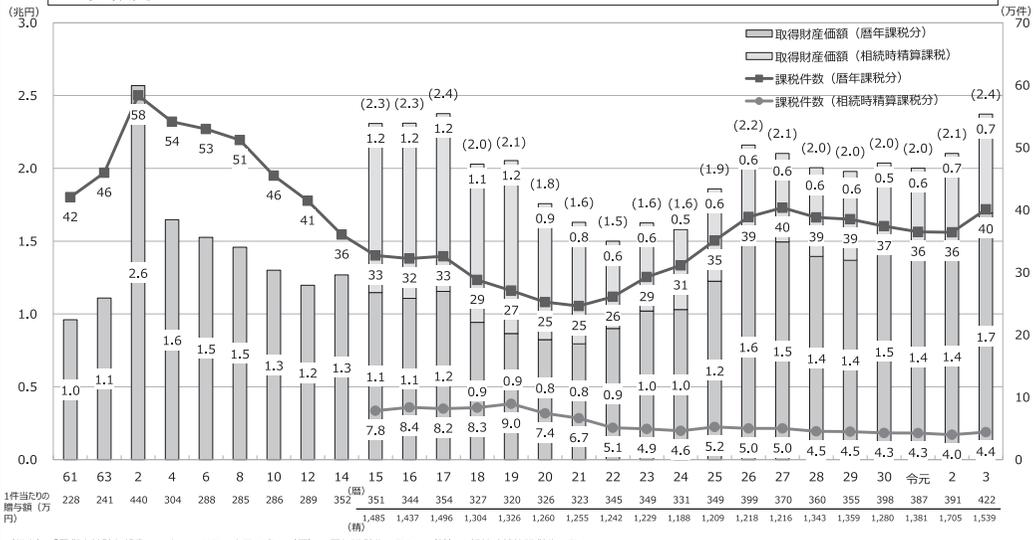
- 特別控除 累積で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者: 60歳以上  
受贈者: 18歳以上の推定相続人・孫

■ 課税状況

- 課税件数 4.4万件
- 贈与財産額 0.7兆円
- 納付税額 488億円

### 贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による贈与額・課税件数は、暦年課税による贈与額・課税件数と比較して、減少傾向。



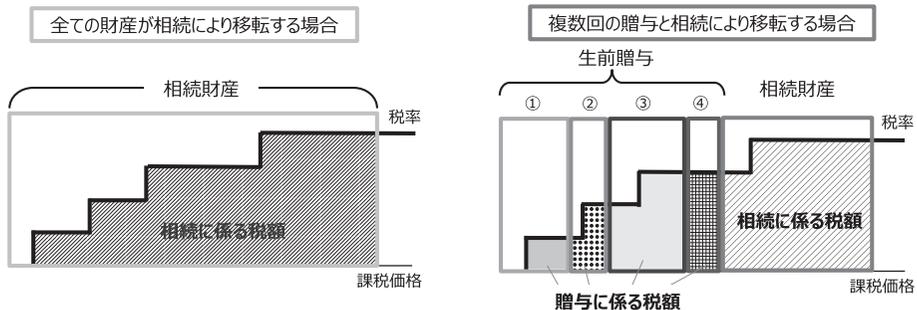
(備考) 「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～令和3年分には、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

### 資産移転の時期の選択に中立的な税制 (イメージ)

- 資産の移転の時期 (回数・金額含む) にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることにより、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」が図られている。
- 贈与者 (取得者) は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国 (米・独・仏) では、贈与税・遺産税 (相続税) の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



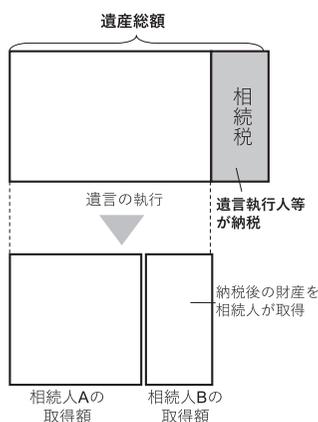
移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定  
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

### 相続税の課税方式の種類

#### 遺産課税方式

(米・英)

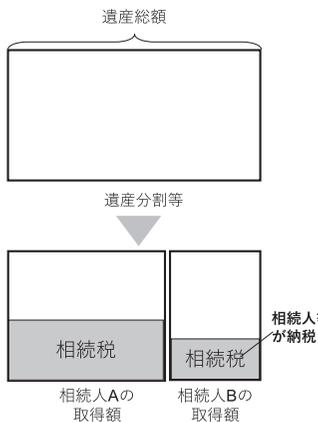
- 遺産総額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 遺言執行人等が納税義務者となる



#### 遺産取得課税方式

(独・仏)

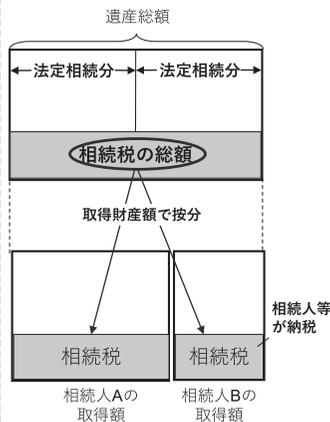
- 各人の遺産の取得額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 相続人等が納税義務者となる



#### 法定相続分課税方式

(日本)

- 課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、各人の取得財産額の割合で按分
- 相続人等が納税義務者となる



### 相続税の課税方式の種類と特色

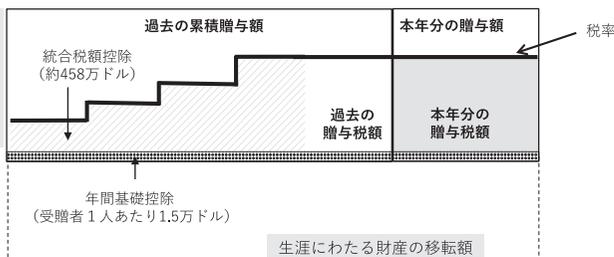
課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行人を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式と遺産課税方式の併用方式 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
納税義務者	遺産管理人・遺言執行人	相続人・受遺者	相続人・受遺者
特色	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合</li> <li>遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない</li> <li>遺産分割の状況によらず税額が計算できるなど、税務執行が容易</li> </ul> <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されないなど、遺産取得課税方式による長所を実現できない</li> </ul>	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる</li> <li>富の集中の抑制を図るとの目的に適合</li> <li>平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致</li> </ul> <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる</li> <li>仮装分割による申告の悪念など、適正な税務執行に課題</li> </ul>	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの方式の長所を採り入れている</li> </ul> <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない(一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する)</li> <li>居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される</li> </ul>

### 米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で統合されている。税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積。  
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

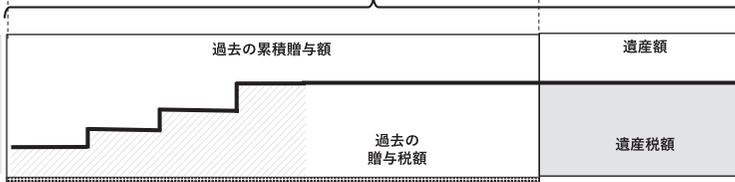
#### 贈与時

- ・ 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- ・ 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



#### 相続時

- ・ 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- ・ 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



### フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。  
⇒一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

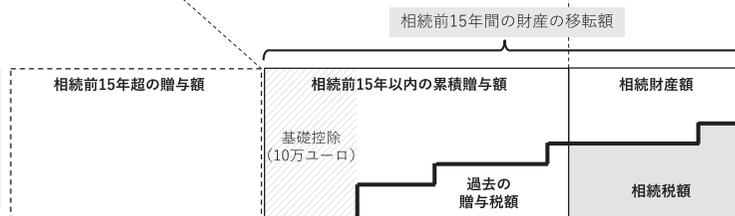
#### 贈与時

- ・ 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去14年間の贈与税額を控除



#### 相続時

- ・ 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前15年以内の贈与税額を控除



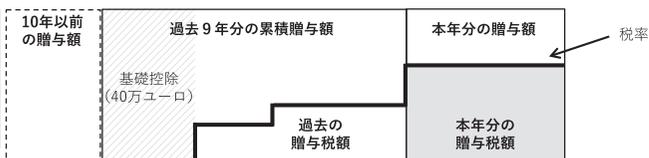
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

### ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
  - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

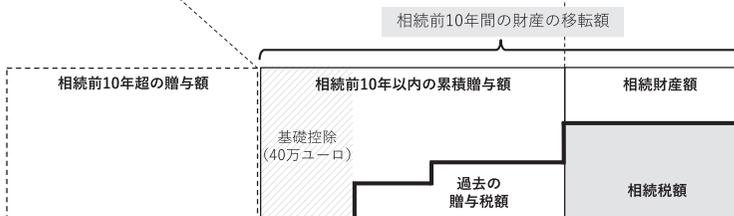
#### 贈与時

- ・ 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去9年間の贈与税額を控除



#### 相続時

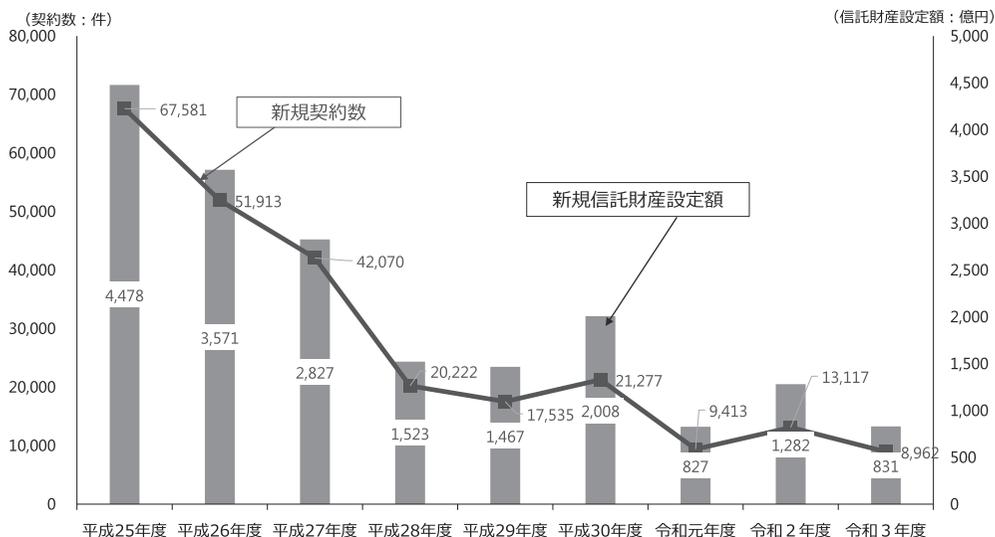
- ・ 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前10年以内の贈与税額を控除



(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

### 教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ252,090件、1.88兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で8,962件、831億円（R4.3時点）



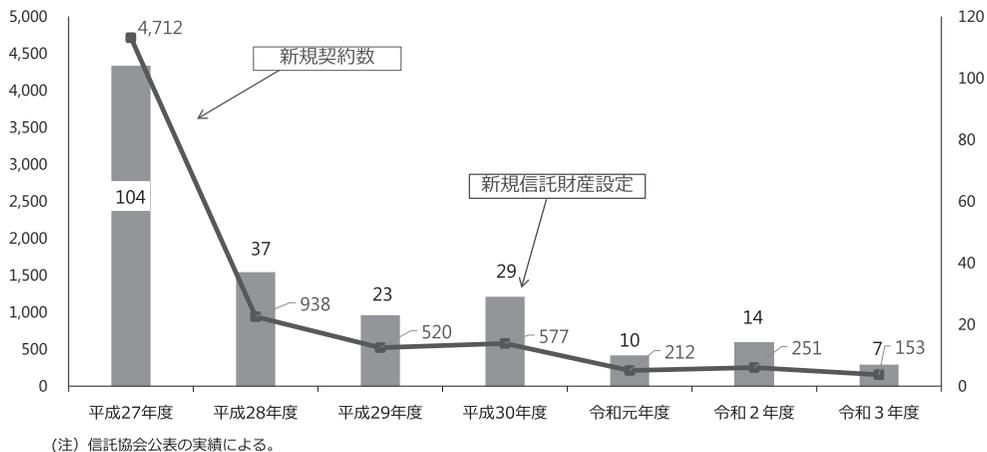
(注) 信託協会公表の実績による。

### 結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ7,363件、224億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で153件、7億円（R4.3時点）

(契約数：件)

(信託財産設定額：億円)

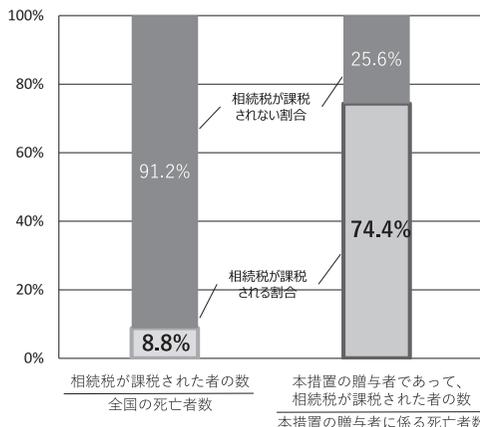


53

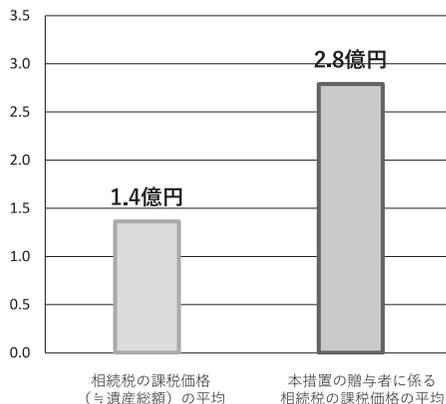
### 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約74%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≒遺産総額）の平均は2.8億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。

課税件数割合



平均課税価格

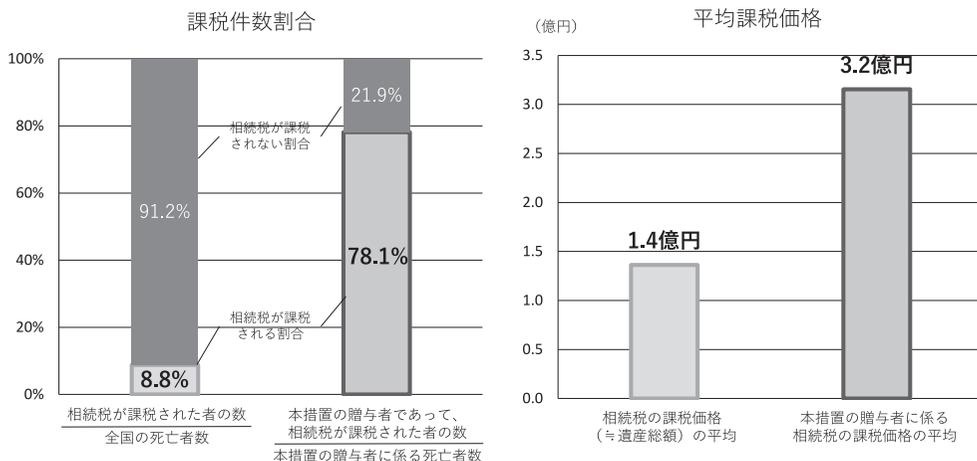


(参考) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ（令和2年分）等から作成。  
(出典) 主税局調べ。

54

結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約78%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≒遺産総額）の平均は3.2億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。



(参考) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ（令和2年分）等から作成。  
 (出典) 主税局調べ。

令和5年度税制改正大綱（抄）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

わが国の贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、相続税がかからない者や、相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくい。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

② 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっている。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。

令和4年12月16日  
自由民主党  
公明党

## 令和5年度税制改正大綱（抄）

### ③ 贈与税の非課税措置

経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、不断の見直しを行っていく必要がある。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。